

令和6年3月29日

各 位

上小剣道連盟
会長 藤極 清隆



【行事開催における感染拡大予防ガイドライン】(R6/3/29 改定)

時下、益々御清栄のことと拝察申し上げます。日頃は当連盟の事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、標記の件につきまして令和6年3月26日、(一財)長野県剣道連盟から、大会・審査会に関する「感染拡大予防ガイドライン」が変更されました。これを受け、上小剣道連盟では従来R5/5/12付けのガイドラインを下記のように改定いたします。ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

-1. (剣道の通常稽古時)

受付時、各自検温をする、ただし確認のみとし問診票の記入は廃止する。

手指消毒液を置くので、各自必要に応じて使っていただく。

自身の体調を自覚し、下記に掲げる項目に該当する方は稽古を自粛していただく。

面マスクまたはマウスシールドを必ず着用する。

『以下に該当する方は本日の修練には参加できません。』

- ① 発熱のある方（一般的には37.5度以上）。
- ② 咳、咽頭痛など風邪のような症状がある方、その他体調がすぐれない方。
- ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- ④ 基礎疾患のある方
感染症に罹患した場合に重症化が予測される疾患をお持ちの方
→参加する場合は主治医の承認を得ること。
- ⑤ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある方。

-2. (剣道スポーツ少年団)

受付時の対応、自粛基準は上記-1.項に準ずる。

団員の面マスク、付き添い者のマスク着用は本人（保護者）の判断に委ねるが
防具（面）にはマウスシールドを着用する。

-3. (中学の剣道社会体育等)

学校の方針に従う。

外部指導者（上小剣道連盟会員）は面マスクまたはマウスシールドを必ず着用する。

-4. (居合道、杖道の通常稽古時)

受付時の対応、自粛基準は上記-1.項に準ずる

面マスクの着用は個人の判断に委ねるが、指導者は面マスク着用を継続する。

-5. (大会、審査会等の行事)

行事ごと、主催者（主管）の運営方針、要項に従う。

受付時の対応、自粛基準は上記-1.項に準ずる。

-6. (火・金の剣道稽古にジュニアの参加について)

R6/4/1より受入れを再開する。

-7. 窓やドアを開け、工業用送風機を用いて道場内の換気を徹底する。

以上